

総務文教消防委員会会議録（令和2年6月17日）

出席委員 青山委員長 大浦副委員長 竹原委員 原委員 岩城委員 古沢委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 伊東教育長 石坂総務部長  
菅沼会計管理者 按田消防署長 上田教育委員会事務局  
局長 川岸営繕課長 丸山税務課長 伊井監査委員事務  
局長 広田学務課長 地崎生涯学習課長 落合子ども  
課長 相沢企画政策課主幹 櫻井総務課主幹 奥村  
財政課主幹

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 山本主事

午前10時00分開会

**青山委員長** ただいまから令和2年6月定例会総務文教消防委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

岩城晶巳委員、古沢利之委員にお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第25号、議案第29号、議案第30号、議案第32号、議案第37号、議案第39号の6議案を一括して議題といたします。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算関係の議案の説明につきましては、全体委員会のみですることとなっております。

よって、議案第25号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第2号）につきましては、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局のほうから追加で説明する事項はございますか。

（特になし）

**青山委員長** ないようでしたら、これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上発言を願います。

**竹原委員** お疲れさまです。議案25の14、歳出のところの災害対策費で、安全・安心なまちづくり事業費170万、本会議での説明では自主防災会のポンプ車ということでありました。諸収入ということで議案書を見ていましたら、前のページでコミュニティ助成金という形になっています。この財源の内訳ですが、こういった助成金なのかということと、この170万の使途についてポンプだけなのか、それ以外もかかるのかということをお聞かせください。

**櫻井総務課主幹** お答えいたします。まず、財源の内訳の諸収入のほうでございますが、一般財団法人自治総合センターから収入があるものでございます。10分の10の収入でございます。あと、北野の何を整備するのかといったご意見でございますが、具体的に言いますと、消防ポンプ1台、給水管1個、ポリかご1個だとか、消火用ホース3本等そういったものを整備したいというふうな内容でございます。

以上です。

**竹原委員** ということは、地元負担は丸々ないということの解釈でいいんですかね。

**櫻井総務課主幹** 地元負担は170万をもし超える部分がありましたら、超えた分について、地元の自主防災会が負担するものと考えております。170万が今交付決定いただいた額でございます。

**竹原委員** 市内に私設消防組さんが持っているポンプの傷んで購入という形になると私は認識しているんですけど、例えばほかの地区で経年劣化で傷んでいるから、入替えしたいというふうになったら、たしか滑川市は市としての助成は三、四十万ぐらいだったと思うんですけど、じゃ今後、ほかの地区で消防ポンプの入替えとなったときに、今は北野町内会さんが、自主防災会さんはいわゆる地元負担がなくて購入できた。じゃ、ほかの消防組さんで20年、それ以上使っているところもありますから、仮に入替えとなったときに、今までの市の規定でいくと地元負担はかなり多くて、なかなかポンプの入替えができないということもあって、じゃ今後、このコミュニティ助成金って今回だけ出て、次からほかの消防組さんがポンプの入替えとなったときに、丸々10分の10という補助というのはあるのかないのか、そこを聞かせてください。

**櫻井総務課主幹** ほかの自主防災会の組織の方々も、今の北野さんがもらいましたときも、手を挙げておられる団体さんもございまして、今回は北野さんが採択された

ところでございますが、こういったコミュニティ助成が今後続くかどうかはちょっと一概には言えませんが、続きましたら活用して、地元負担がなるべく少なくできるようにしたいなと思っています。うちの補助もございますが、どの補助が活用できるか、その団体さんの整備内容とか状況とかも見ながら一緒に考えていきたいなと思います。

以上です。

**竹原委員** 私が言いたいのは、今回10分の10で補助しますけど、例えばほかの消防ポンプを持っておられるところが入替えしたいと言ったときに、10分の10で入替えしたところがあって、ほかのところでは、市の規定で100万のポンプを30万市から予算をもらって、あと70万地元負担したっていうのは、それはそれでいいがですけど、10分の10もらったという既成事実がある以上、ほかの消防組は全額もらわんと入替えできんわという物の考え方に陥った場合に、果たして自主防災会組織がポンプの入替えだとか、ほかの消防機材を入替えするときに、いや、あそこの自主防災会は全額地元負担なしにやったのに、何で俺ところはでかいと銭出して入替えせんならんがよという違和感が出たときに、正常な入替えサイクルに私はならないと思うがですよ。そこで市はどう思っていますか。

**石坂総務部長** このコミュニティ助成なんですけれども、例年各町内会等から多くの要望がございます。私どももその要望に従って県のほうへ毎年要望しております。どうしても予算枠といったものがあるものですから、こちらにその要望したものを全部いただければいいがですけども、なかなかそういった状況になっていないところもございます。引き続き、今後とも強く全額要望額をいただけるように要望してまいりたいと考えます。

**竹原委員** ということは、防災資機材等を購入したって全額負担しなくてもいいまで、各自主防災会に待ってくれという考え方も1つですし、じゃ、地元の自主防災会がある程度予算を組んで、例えば3分の1補助してくれだとかという場合もあると思うがですけど、やっぱり10分の10という既成事実が出る以上は、アナウンスとして、「あんたどこ、今年はすぐ予算つけたいがやったら、市の規定のやつしかできんけども、何年か待ってくれるがやったら10分の10の助成金のやつ出てくるかもしれんから、待っておってくだはれ」という窓口対応になるのか、そこら辺聞かせてください。

**石坂総務部長** もちろんその限度額はあるんですけども、全額、極力地元負担がないようにということで今も申し上げましたが、県のほうへ力強く要望していきたいと思います。

枠があれば、例えば1つ、2つ、3つということである可能性もありますけども、やっぱり県内の要望があるものですから、その関係でちょっとお待ちいただくといいこともあるかと思えます。そういったことをご理解をお願いしたいと思えます。

**原委員** 関連してこの質問なんですけど、やっぱりどの校下にも、これでポンプが壊れればこの私設も解散やなという声も聞いておるがですね。だから今竹原委員も言われたように、やっぱり補助を出して購入した後にでもわかっているということになれば、市のほうとしても、ある程度そういった新しい、古いを何とかつかんでもらって、市のほうから問いかけてもらうという、それも要望しておきたいと思えます。やっぱり大会があっても、俺ところのポンプでちゃ勝ち目ないねかいのうというふうな話も聞くもんやから、こういう丸々補助100でやれば、やっぱりそういうのどンドン生かしてほしいと思えますので、私からも要望しておきます。

**石坂総務部長** 今現在、このコミュニティ助成という形でしかないんですけども、市の方も各自主防災会さんのほうで多くの講習等で使えないといったお話でございすれば、その状況等をまた把握した上で、こちらのほうでも一部そういったことが要請できないかということも今後検討してまいりたいというふうに思えます。

**古沢委員** 関連して。そうすると、今みたいなコミュニティ助成がいつ該当するかどうかわからないけど、取りあえず手を挙げてお願いしますと言っておけばいいということですか。

**石坂総務部長** 壊れるかわからんから、取りあえず手挙げておくというのはちょっとあれでして、やっぱり喫緊にどうしても買い換えないと、更新しないと都合が悪いといった状態が出てきた段階でまたお話をいただければというふうに思えます。

**古沢委員** 今、該当しておるところは浜加積だけ、浜加積は市長はよくご存じですけど、浜加積は50年以上、私設消防組の合同のやつをやっておるがやちゃ。そこにポンプなかったわけながやけど、正直言って古いやつもあるがやちゃ。そういったところは、さっき竹原委員が言ったように、自己負担分があるからなかなか手が出せないという思いが強くてそのままになっているというところもあるわけです。そう

いうことを今聞かせていただいたら、じゃ取りあえずお願いしておくかと、こういうことになると思うんだけど、それでもいいんですね。

**石坂総務部長** 今浜加積さんの状態をお聞きしましたけども、ほかのところもまたそういういったこともあろうかと思えます。そこら辺の状況をまたお聞かせいただいて、こちらのほうでも考えていきたいというふうに思えます。

**竹原委員** そこまで言われるがやったら、私設消防組の出初め式に私何回も出させていただいていますけど、やっぱり機械の新しいところは成績もよくて、機械の古いところは、当日ポンプで水を揚げようと思ってもエンジンが止まるトラブルを私何回も見てきました。そういった自主防災組織とか私設消防組さんは、機械を含めて高齢化が進めばこれでやめたと。ある意味、ポンプも傷めばこれで終わりという、今後消防組は増えることはないにしろ、減るばかりになることについての機械の更新というのは、実際常備消防で言ったら、20年に1回ポンプ車を替えているわけで、こういった私設消防のポンプにしたって、いまだに手動バルブで放水している機械だって私最近見たことありますので、そういうところも見直していただいて、最新の設備で防災意識を高めていただくと。実際そのポンプを持って近くの火事場へ行って間に合うかと言われたら、日中お世話する人もいませんし、なかなか使用する頻度がないと思えますけども、やっぱり自分のところの町内なり地域なりのポンプがあるという意識があって、それを世話して防災意識を高めるというある意味、出動はしなくていいですけど、あることについての気持ちというのはあると思うんですよ。だからやっぱりそこでポンプ170万という大きなお金が丸々補助されるのと、地元負担で町内会のお金ないから新しいポンプ欲しくても買われんわというところで、防災に対する意識が薄れていくというのもちょっと寂しいのかなと思うので、ぜひ市の負担等々があると思うんですけど、それぞれの消防組のポンプを一回確認していただいて、買われよという促し方も1つの手法だと思うんですけど、いかがですか。

**石坂総務部長** まずその状況等を確認させていただきたいと思えます。その上で多くの物を一度にとすることはちょっと難しいと思えますので、例えば全額という形にはならないかもしれませんが、一部という形になるかもしれませんが、そういう形でも、また検討してまいりたいと思えます。

**大浦副委員長** 今回小中学校の管理費の中に、次亜塩素酸水の生成器の購入費が入っ

ているかと思えますけども、つい1か月前まではその有効性が見られて、応急的な処置として消毒液に用いるというものでしたけども、今現状で言えば、経済産業省もその有効性について疑問を持ってNITEのほうに依頼をかけていますけども、5月29日現在ではその効果も確認できていないという中間報告が上がっています。文科省からも、今各小中学校で使用ストップをかけられていますけども、それでも今予算に入っておりますので、見解をお聞かせください。

**広田学務課長** お答えします。

新型コロナウイルス感染症対策に関わる小中学校の感染防止としまして、今回次亜塩素酸水生成器が計上されております。市内小中学校に1台30万で9台、噴霧器1台2万で学校規模にあわせて合計18台を予定しており、合計で約300万円になります。

次亜塩素酸水生成器につきましては、6月4日付の文部科学省の通知に「学校における消毒の方法等について」において、日常的な消毒について「次亜塩素酸水は次亜塩素酸ナトリウムとは異なるものであり、新型コロナウイルスに対する有効性については十分確認されていません」とあります。また、次亜塩素酸水の噴霧について、「次亜塩素酸水の噴霧器の使用については、その有効性及び安全性は明確になっているとは言えず、学校には健康面において様々な配慮を要する児童生徒等がいることから、児童生徒等がいる空間で使用しないでください」とあります。

このことから、次亜塩素酸水の有効性は確かと言えないことから購入を休止し、多方面からの情報を収集し判断したいと考えております。その上で購入を中止した場合は、子どもたちの衛生管理や安心・安全のための経費でありますので、市民健康センター、学校医、学校保健会とも協議をして、衛生管理に関わる必要な物品等の購入に充てていきたいと考えております。

以上です。

**大浦副委員長** 確認ですけども、今消毒液が手に入らないので、それに代わる代替品としてこの次亜塩素酸水が日本中注目されて、その有効性が最初に言われて各自治体が手をつけていったわけでありまして、最初のこの生成器の購入予算を見たときは、身体の消毒に使われるつもりで予算化されたと思っているんですけど、そうですか。

**広田学務課長** 身体及び教室の物品等の消毒のことも視野に入れまして、物品の購入

を計画しました。

**大浦副委員長** 今現在、物品に関しては次亜塩素酸水ナトリウムを各学校でつくられてやっているんですね。

**広田学務課長** はい、そのとおりでございます。次亜塩素酸水ナトリウムのほうを希釈して、消毒用に机の上とかドアのノブとかスイッチ等を、毎日児童生徒が下校した後消毒しております。

**大浦副委員長** 昨日も教育委員会のほうへ行ってこの質問をすと言っていたんであれなんですけど、そのときに生成器の予算はそのままいくのかどうか。有効性が見られないけども、代替品にあてがうということも言われたんですけど、それも先ほど説明で言われましたけども、そういった生成器ではなく、この予算は代替品に使うという認識でよろしいですか。

**広田学務課長** その前提としまして次亜塩素酸水についての情報がまだ不確定な部分もありますので、十分確認した上で代替品というところを考えていきたいと思えます。と申しますのは、経済産業省のほうで6月9日の発表の資料なんですけど、次亜塩素酸水は新型コロナウイルスに効果がないのかという問いに対して、次亜塩素酸水の新型コロナウイルスに対する効果については、検証試験は継続中だけど、まだ結論は出ていませんとあります。今までのところ、新型コロナウイルスに対して一定の効果を示すデータも出ていますが、5月29日現在、全体として有効性評価を行う上で十分なデータが集まっていないことから、委員会において引き続き検証試験を実施することとされました。今後早期に結論を受けることを目標に検証作業を続けておりますということで、まだこうだという明確な結論は出ていませんので、こういった動向も注視していきたいと思えます。

また、厚生センターのほうにも問い合わせますと、これについては否定するものではないと。濃度とか仕上がり、適性などのことも踏まえて判断してほしいということで、ここもまだ明確ではないところがございます。その上で様々な情報、効果というものを確認した上で代替品というところを考えていきたいと思っております。

**大浦副委員長** その効果はいつごろ結果が出るか確認されましたか。

**広田学務課長** 今情報が出たところなものですから、この後いつまで出るかということも併せて確認してまいりたいと思えます。

**大浦副委員長** ということは、結局その次亜塩素酸水の生成器については、効果の発

表が出るまでずっと待っているということなんですよ。そうしたら、代替品のほうを考えても、その購入に踏み切る判断、どっちつかずになっちゃうんじゃないかと思うんですけども、結果が出るまで取りあえず寝かしておくのか、それとも結果が出る前に代替品があった場合はその代替品に手を出すのか、どっちの判断を取られますか。

**広田学務課長** 今後の感染状況もありますし、各学校での消毒薬等の在庫状況など、そういったことも判断しまして、ある一定の期間について合意をしまして設定するという事も考えていかなきゃいけないかなと思っております。

**伊東教育長** 基本的には代替で行こうということで指示はしております。早い段階で必要なものは必要なことで替えていくことで、後で効果等なければまた入れていきますけども、今のところは代替の方向で考えています。

**大浦副委員長** ありがとうございます。これも昨日質問すると言わせてもらったんですけども、その代替品の場合は予算が変わってくるかと思うんですけども、その予算の中で全て代替品に使われる、何を買うかもちょっとわからないので、予算的にはこのまま行って、差異が出た場合は全て不用額になるのかということも確認したいんですけどもどうですか。

**広田学務課長** 代替品としましては、先ほど質問にもありましたように、児童の手指用の消毒として考えたらという話もありますので、そちらのほうの購入というふうに考えております。見積もりを立てるにいろんな計算の仕方があると思いますが、学校で朝来て玄関のところで、帰りに、日中に基本的には手洗いなんですけど、手洗いの箇所が密になるとか、いろんな状況で、1日につき3回使うとして、ワンプッシュ3ミリリットルというような計算でしますと、大体職員や学校全体で考えますと1日50本は必要になるだろう。その上で単価を掛けて必要な日数を計算していくというふうに考えています。その中で予算の中でいきますと、大体半年分ほどはもつかな。使い方によっては今年いっぱいもつかもかもしれませんが、大体そういう見込みで考えております。

**大浦副委員長** もっと簡単なことを聞いたつもりなんですけど、その予算は全て代替品で使うということによろしいんですね。不用額は生むことなく、今補正予算で出ている額のもの全部そこに使用されるということでもいいのか。

**広田学務課長** 本来の趣旨は児童の安心・安全、そして健康を守るための予算ですの



で、有効に使わせていただきたいと思いますと考えております。

**青山委員長** ほかにございませんか。

**竹原委員** 議案書の25の15で児童福祉総務費、ことばの教室についてのオンラインという説明だったんですけど、今までことばの教室は青志会館でマンツーマンで行っていたと思うんですけど、今回コロナの影響でオンラインというところに踏み切った場合は、今後、来年、再来年といったコロナが終息して落ち着いたときに、ことばの教室はマンツーマンでいくか、それとも今回のオンラインで成果が得られたら、今後ずっとオンラインにかじを切っていくのか、そのやり方を教えてください。

**落合子ども課長** ことばの教室は現在コロナの影響もあって中断しているところでございます。基本的には1対1ということで、保護者の方同伴の上、教室に来ていただいて指導するということになっておりますが、今コロナのそういった影響もありますし、兄弟、お子さんが小さくてなかなか教室に来れないといった方も対象にはできるかなというふうに考えております。

今後ということなんですけれども、今年度の予算についてはWi-Fiの環境整備ということでモバイルルーターのレンタルを想定しております。そこで取りあえず試行としてやってみるというところでございます。

**竹原委員** 私が聞いたのは、今年オンラインでやって、来年以降どうするのかと聞いておるので、どうですか。やっぱり「新しい生活様式」ということで世の中やっているのだから、ここでオンラインでやってみて、親も子どももこの教室はオンラインで十分大丈夫だという認識になったら、当然今後もスマホ1つでできるものであれば、オンラインでやっていくというやり方も1つだと思いますし、やっぱり対面で先生と一緒に顔を見ながらやるのが本来の姿だから、戻していかならんわと言われれば、やっぱりそれはそのとおりだし、市としてどの方向でいくのか、それを聞きたいがです。

**落合子ども課長** 基本的には、対面で来室いただいて面と向かってやっていくのが最も効果のあるやり方だというふうに考えております。

**竹原委員** 返答になっておらん。だから今年はオンラインでやります。じゃ来年以降、コロナというものが終息して、先生と子どもと親が多少密になっても大丈夫だよということになれば、また戻してやりますというのか、今年こういった取組をして一定の理解が得られれば、今後もオンラインでやりますというどちらかということ

聞いておるがで。

**伊東教育長** ちょっとやってみないとわからないところがあります。確かに顔を合わせて、口の形を見ながらということもありますので、対面が一番ですが、今回4月からずっと最初の指導ができなくて大変困ったところ。現在、保育所、幼稚園に巡回でチェックリストのようにして、必要な子どもたちの把握に努めているところですが、そういったこともできなかったのも、まずそういったW i - F i 環境を整えて、いざという時には対応できるように、そしてまた再開できたら対面もするというように考えていますので、どちらかに今せよというのは、今の段階では判断もできませんし、やはり対面指導が必要であるという認識のもとに、いざに備えたいということでもあります。2か月の間止まってきますと、最初の初期指導ができませんので、大変困ったところがありますので、まず最低限の環境を整えたいという予算であります。

以上です。

**青山委員長** 竹原委員、よろしいでしょうか。

**竹原委員** はい。大丈夫です。

**青山委員長** ほかにございましたら。

**古沢委員** 議案書の25の21の学校給食共同調理場の運営費の関係ですが、139万6,000円、説明では食材業者への違約金というような説明を聞いたような気がするんですけども、もう一度説明していただきたいのと、財源の中の諸収入というのはどこからどういうお金で委託の余りが入ってくるのかということも併せてお願いします。どこが負担するのか。

**広田学務課長** 学校給食共同調理場の今回の計上した金額につきましては、3月分の食材等についてキャンセルといたしますか、損害が出たものについて学校給食会のほうで損害の支払いの補助として支払うものでございます。4月からは、購入した食材については給食再開時に全て対応しておりますので、4月からは違約金といたしますか、そういったものは出ておりません。

**古沢委員** 財源は一般財源で35万で諸収入で100万余りになっていますでしょ。歳入のほうにも載っているんだけど、雑入になっているんですよね。歳入のところでは。これはどこから入ってくるお金が充てられるんでしょうか。

**奥村財政課主幹** この財源につきましては一応後ろに国庫補助が入っております、

国庫補助が4分の3になります。その分について県の学校給食会を通すのか、今その通っている場所がちょっと確認できていませんが、財源の裏づけは国費が4分の3で、その部分について市町村に入り、市町村が4分の1分を上乗せした上で、県の学校給食会にお支払いするという仕組みになっております。

以上でございます。

**古沢委員** そしたら一般財源の35万は4分の3の残りの4分の1という意味ですか。

**奥村財政課主幹** 4分の1については一般財源としての4分の1ということになります。

**古沢委員** そしたら諸収入ということになっているけど、実際は国費だと、こういう理解でいいですか。何で諸収入になるのかよくわからんけど。

**奥村財政課主幹** ほかの例えば外郭団体、博物館でやるような展覧会とかも、ある1つの団体が通ってきますと、国費だったとしても諸収入扱いしております。ですから、今回国費から直入でございませんで、その団体は手持ち資料にないのですが、そこを通った上で一度市町村に入るという形になっていまして、諸収入という扱いになっております。

**古沢委員** わかったようなわからんような。じゃ、いいです。

**青山委員長** ほかにありますか。

(質疑する者なし)

**青山委員長** ないようでしたら、予算以外の議案について説明に入ります。

議案第29号 滑川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから順次説明を求めます。

**櫻井総務課主幹** それでは、議案集の29の1ページをお願いいたします。

議案第29号 滑川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案資料集でご説明いたしますので、資料集の1ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、国におきまして人事院規則等が一部改正されたことに伴いまして、特殊勤務手当のうち感染症防疫業務従事手当につきまして、新型コロナウイルス感染症の防疫業務に係る特例措置を講じるために、当該条例における関係規定を整備するものでございます。

改正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急の措置に関し

まして、市長が別に定める区域、この区域につきましては、県の人事委員会が定めている区域が今示されたところをごさいます、それに倣いまして、患者等の自宅、勤務先及び入居しまたは利用した施設の敷地とすることを想定しております。またその区域におきまして、市長が別に定めるといふ区域をそういう区域にしまして、その区域において市長が別に定める業務、これを具体的に申しますと、救急時の搬送業務や健康観察などの患者等に接触して行う業務だとか、患者等が利用する施設内におきまして、連絡調整や指導業務など、身体的接触がないような業務を想定しております。そういった業務に従事した場合に感染症防疫業務従事手当としまして、患者等の身体に接触して行う作業に従事した際には4,000円、それ以外の身体的接触はない業務であれば3,000円の手当を支給するものでございます。施行期日は公布の日でございますが、2月1日から適用するものであります。なお、2ページ目の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案集39の1ページをお願いいたします。議案第39号でございます。地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについてでございます。これは地方自治法第179条第1項の規定によりまして、5月31日に専決処分しました専決第4号 市長、副市長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを報告しまして、議会に承認を求めるものでございます。

議案資料集でご説明いたしますので、資料集の26ページをお願いいたします。制定の理由でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大による厳しい社会経済情勢を踏まえまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために本市が取り組む各種施策に充当するために、市長、副市長及び教育長の給料と期末手当を減額することとし、臨時の特例措置を定める条例を新たに制定して専決処分したものでございます。制定内容としましては、1番として、この条例の特例を適用する期間としましては、令和2年6月1日から同年11月30日までの6か月間でありまして、2つ目として、その間の減額する額につきましては、支給する給料及び期末手当それぞれに市長は100分の30、副市長は100分の20、教育長は100分の15を乗じた額を減額するものでございます。施行期日は6月1日であります。

私からは以上でございます。

**丸山税務課長** 続きまして、議案第30号 滑川市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案集の30の1ページをご覧ください。

議案第30号 滑川市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。資料集で説明したいと思いますので、資料集の3ページをお願いいたします。

改正の理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布されたことから、当該条例において引用する部分について所要の改正を行うものであります。今回の条例改正は新型コロナウイルス感染症の影響により、納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、市税等に係る特例措置を行うものであります。

主な改正内容について申し上げます。徴収猶予の特例についてであります。地方税法に規定された新型コロナウイルス感染症の影響による1年間の徴収猶予の特例について、申請時に不備があった場合の訂正等に係る提出期限は条例で定めるとされたため、これを20日とするもので、第1条中附則第24条を追加するものであります。これについては、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である納税者に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を地方税法で定めたことにより、申請書に不備があった場合の訂正等に係る提出期限を条例第9条第7項の規定を準用し、20日とするものであります。

次に、(2) 固定資産税についてであります。アの中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年同期と比べて30%以上、50%未満減少している場合は2分の1、50%以上減少しているときはゼロとするもので、第1条中附則第10条に規定の整備を行っております。なお、この措置につきましては、令和元年度に限るものであります。

続いてイの生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充であります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるもので、第1条中附則第10条の2の規定の整備を行っております。

続きまして、(3) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長であります。軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするもので、第1条中附則第15条の2の規定の整備を行っております。

次に、(4) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化であります。新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、令和2年12月末までに入居

できなかった場合でも、要件を満たす場合には控除ができる特例を設けるもので、第2条中附則第26条の規定を追加するものです。施行期日ですが、公布の日から施行するものでございます。ただし、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る改正規定は、令和3年1月1日でございます。次ページ以降の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上でございます。

**落合子ども課長** 議案集32の1ページの議案第32号 滑川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。説明は資料集でいたします。11ページをお願いいたします。

まず、改正理由ですが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、令和2年4月1日に施行されたことから、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、支援員の内容を含む第11条関係で、放課後児童支援員は保育士や教員資格、学童従事の経験などの基礎資格に加え、認定資格研修の修了が必須となっておりますが、その研修の実施者に新たに中核市の長を加えるものでございます。県内ですと富山市、近隣ですと金沢市などが該当することになります。施行期日は公布の日としております。なお、12ページの新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上です。

**按田消防署長** 議案集37の1ページをお願いいたします。議案第37号 動産の取得についてでございます。消防車両を次のとおり取得いたします。

物件の表示、災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型)数量1台、取得価格4,086万5,000円でございます。納入期限は令和3年3月10日。相手方は富山市牛島新町4番10号株式会社モリタ富山営業所であります。

私からは以上です。

**青山委員長** それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある委員は、挙手の上発言願います。

**竹原委員** いつもポンプ車を入替えしたときは、何かデザイン画みたいのがあって、こういった仕様で購入しましたよというのがあったような気がするんですけど、納入してからの説明なんですかね。

**按田消防署長** 発注した後、承認図ができます。それを承認した後に発注した後から出てまいります。

**竹原委員** この後、このポンプの仕様というか、車の大体の外観図だとか、特殊消防ポンプやからどこまで特殊なのかというのは素人さんにはわからない話ですので、こういった装備がされていて、この自動車は何人乗りで4WDでどうのこうのという仕様の写真みたいものは今後出てくるということによろしいんですね。

**按田消防署長** はい。これは特注品なものですから、一から製造ということで承認図、それから詳細区分も後から出てまいります。

**竹原委員** 普通入札で仕様書書かれていると思うので、ただ4,000万お金かかるがで予算通してくださいという、ただのめくら判的な委員会になっておるものだから、ちょっと疑問に思っただけなので、やっぱり高額商品を購入する際には、議会を通さんならんがはわかっておるがですけど、ポンプ車は外観はこうで、仕様はこうで、これこれこういう中で4,000万かかりましたというような、やっぱり裏づけがないと、私らも、「おお、何でもいいちゃ。わかったよ」と言って手を挙げるわけにはいかないですよということを言いたいです。

**按田消防署長** こと細かく仕様書のほうに記載しております。災害特殊ポンプ自動車の特別装備としまして、CAFSという特殊消火液、災害被害を最小限にする液を積載します。それと同時に水600リッターも積載します。混合液として噴出させることにします。それと災害特殊ですので、4WD車ということを前提としております。それと、職員の高齢化に伴い、ホース延長に関して電動カーを積載しております。それと、高所での救出等も考えまして、三連梯子のチタン製のものを装備しております。

以上です。

**竹原委員** そういうがは委員会で仕様書を添付されたほうがよかったんじゃないか。今後常備消防でポンプ車かわすことが出てくると思うんで、やっぱり動産取得という議案がある以上は、目で見えてこういった仕様なんだというのがわかるような、文字で書いて数字で幾らですというのだけでは私はちょっと説明不足かなと思うので、今後また気をつけてください。

**按田消防署長** 今後気をつけていきます。

**大浦副委員長** 私も今の竹原委員と同じ考えを持って、素人なりにちょっと調べさせ

てもらいまして、このポンプ車のCD-I型で調べていると、4タイプあったんですね。AタイプだとかBタイプ、Cタイプとか。この4タイプの中のこれは何タイプになるんですか。

**按田消防署長** Aタイプ、Bタイプ、Cタイプというのは、積載トン数の違いにおきまして、免許の関係もございまして、3トン未満、3トン以上、それと中型以下のトン数に分かれております。今のところ一番最高の積載容量を持っておりますので、Aタイプに該当します。消防団の車両についてはBタイプになっています。

**大浦副委員長** 自分が調べた中では、このS、A、B、Cと4タイプあって、これ全部3トン以上だったんですね。その中で何が違うかというのと、毎分リットルが違うものが1台あったりだとか、残りの大体は毎分リットル、2,000リットルという性能だったんです。それ以外にも展開扉であったり、ポンプ室の上が扉がついているものであったり、シャッター式のものであったり、また、降雪地帯用の全シャッターついているものだったりというものがあったんですけど、今取得されるものはどういったものですか。

**按田消防署長** 今のA、B、Cというのは、積載するポンプの能力様式です。A-I型、B-I型、C-I型ということで、それぞれ放水能力、上へ上げる水の力が違います。そのメーカーによって、Aタイプ、Bタイプ、Cタイプと分けておるはずで、シャッター等については、これはこちらの方の仕様書でどこへつけるかとか、上へ上げるかというのは仕様書で決めますので、あくまでもそれはメーカーのこういうものですよという概略を示しただけなので、基本的にはあくまで仕様書でシャッターをつけるかつけないとか、ポンプはAタイプにするのかBタイプにするのか、Cタイプにするのかということを決めてまいります。先ほど言いましたように、今現在出てきているのは運転免許の関係で3トン以上、3トン未満というのも出てまいりました。その区分けもございまして。私どもは今回3トン以上の車種を使います。

**大浦副委員長** 今使用されるのは署員の方々なんで、そういったところをいろいろ議論されて今の取得するものが選ばれたんだと思うので、それはいいんですけども、説明がそういったことが全くないまま、やはりそれだけの予算かかってくるということなので、そういった説明が必要だと思ったのでちょっと調べさせてもらいました。



**按田消防署長** すみませんでした。

**竹原委員** せつかくなので、今の話じゃないんですけど、先ほど消防署長が署員の高齢化でホースを運ぶのも電動カーでというお話がありましたけど、例えば今署員がオートマチック限定の免許しか持たないとか、トン数制限があって普通免許しか持っていないということも想定された場合に、じゃ今後、消防車両も免許の範囲内の大ききで、大型は大型で別なんですけども、例えばマニュアルのものをオートマチック車に替えようかといった動きというのは、全国的にどうなんですかね。非常備消防も含めて、分団のポンプ車だとか、免許の規制、それからオートマチック車というものに対する考え方をちょっと聞かせてください。

**按田消防署長** 消防車両は消防検定という検定を取らないと車種が決められません。その中で車種の検定を持っているオートマというのは1車両しかありません。というのも、基本的にエンジンでギアを真空ポンプに接続するガバナーもありますので、技術的に難しいらしいんですよ。今のところ、私のところについてはギアを選択して非常備、常備ついてもギアで動いております。

消防職員については、免許の取得の専科もございますので、そちらのほうで免許を取得できますので、それは当然ギアの大型車両の免許を取らせますので、問題はないかと思っております。消防団に関しては、中型免許等が出てまいりまして、今現在は皆さん普通の免許等で大丈夫なんですけど、将来にわたって今おっしゃられたとおり中型免許の取得に関して必要になってくるかと考えております。この辺については国のほうでも今現在検討している最中ございまして、どのような補助、助成が出てくるのか、見ておるところでございます。

**竹原委員** 中型免許を分団のほうのポンプ車を運転する方が、今後例えばオートマ限定で運転できないわだとか、中型を解除しないと運転できないわという隊員が発生するという可能性が出てきた場合には、国が補助金を出すから待っていますというのではなくて、市としてそういった事態に陥らないように、少し免許の学力補助を出すとかいうことも今後考えていただければというふうに思います。

**按田消防署長** 検討させていただきます。

**青山委員長** ほかにございませんか。

**古沢委員** 議案29号に関連して、さっき説明があったのですが、確認したいということも含めてです。例えば具体的に滑川市においてだと、どういうことが具体的

に想定されるのかということが1つです。例えば、患者が発生した場合に、お宅なり事業所なり何なりのところの消毒だとかそういうところは厚生センターとの仕事の分担でどうなるかはよく分かりませんが、滑川市がやらなければならない業務としてはどんなことがあるのか、具体的に教えていただきたいということが1つ。それとさっき説明の中に、消防の救急搬送したときには、これに該当するというお話があったと思うのですが、それで間違いがないかということ。この2つでお願いします。

**櫻井総務課主幹** 滑川市で、もしそういう救急搬送するような患者さんが発生した場合、厚生センターさんと消防署、うちで言えば東部消防の署員と連携を取り合って、どこに救急搬送するのか、指定病院があると思うんですけど、そういった病院に搬送するような場合に、結果としてその患者さんが疑わしいような場合、PCR検査を受けた場合にこの感染症の広域業務手当が支払われるというようなことになりません。

**古沢委員** そうしたら今の話だけだと、救急搬送した人だけが該当するということになる。例えば消毒作業とかいうのは、市のレベルではやらないで、県の厚生センターの責任においてやられるということになるがですか。市の職員は関わらないのか。

**櫻井総務課主幹** 中部厚生センターさんと連携は取るんですが、もしその患者さんのお宅の中とかになると、うちでは消毒しないという話になります。中部厚生センターさんの指導を受けながら、患者さんのご家族だとかが消毒するような形になると思いますので、うちの保健師さんや職員さんが消毒作業をしてこの特殊勤務手当が発生するようなことになるとは、今のところ想定はしておりません。

**古沢委員** 現実的に考えられるのは、救急搬送ということぐらいというふうを考えておけばいいのか、どんなことが発生するかわからんから、予断をもっては言えないけど、というイメージでいいですか。

**櫻井総務課主幹** 今一番イメージしやすいパターンとして、救急時の搬送業務を想定しているところなんですけど、今これを上程させていただくに当たって、どういったケースが考えられるか、こちらで考えたところ、非常にレアケースかもしれないですけど、定例会でも、避難所運営する時どうするのかといろいろご質問いただきましたけど、もしその避難所運営に際して、それももし仮に新型コロナウイルス感染症患者が発症された方が避難されたとか、そこで発症したとかとなる場合があります。

したら、まさしくこれに職員が従事する。どこの病院に搬送すればいいかという連絡調整する職員もそうですし、保健師さんの中で実際身体接触をもってその患者さんと体調管理、健康観察などするような場合は発生するのではないかというレアケースまでは想定したところでございます。

以上です。

**古沢委員** ちょっと別な話で、議案の32号ですけども、これはできるようになるということなんだと思うんですけども、今県内では知事が主催している研修会に支援員の皆さんに参加してもらっているということだと思うんですが、中核市の長が行う研修と、さっき説明があったように県内で言うと富山市長ということになると思うんですけど、できるようになるということだから、具体的に今富山市長がやられるかどうか分からないけど、具体的な何かがあるわけじゃないんですよ。今決まる場所だからこの先の話はわからない話だけど、具体的に何か耳に入っているものですか。それに滑川市も支援員の方が参加できるということになるんですよ。まだ具体的な予定は全然ないのか。

**落合子ども課長** この認定資格研修につきましては、毎年県のほうで実施されているところですけども、富山市さんが今年度富山市として開催するというような情報は入ってはきておりません。確認できていません。

**古沢委員** ということは、知事もやられる、富山市長もやられる、参加機会が選択肢としては、増えるという理解でいいんですね。

**落合子ども課長** そのとおりでございます。

**大浦副委員長** 第29号のことですけども、今新旧対照表説明省略をいつもされるんですけど、その中でちょっとわからないことがあったんですが、確認だけさせていただきます。3番のところに、業務1日につき3,000円とあるんです。3行目のほうに身体接触なんですけど、「長時間」という言葉があるんですけども、この定義がちょっと分からないので説明をお願いします。

**櫻井総務課主幹** 今この「長時間」と記載はしまして、これは国に準じて記載しておりますが、この「長時間」が一体何時間とまでは、今のところまだ想定は検討していないところでございます。

**大浦副委員長** 自分これを読んでいて、1日という定義もちょっとわからなくて、じゃ、どれだけの人の1日が実感持たれているのかも分からないのに、長時間って一

体どれだけのことなのかもちょっと分からなかったもので、これで3,000円、4,000円、区域と業務は先ほどの説明でわかったんですけど、業務の時間が全くちょっと分からなかったんで質問させてもらいました。

**櫻井総務課主幹** すみません。今から県や他自治体の動向を調査して、内々で規約をもちたいと思いますので、調べさせてください。

**竹原委員** 今関連してなんですけど、今の1日3,000円と4,000円という金額の定義も、これは国からの指針なんじゃないかな。

**櫻井総務課主幹** そうです。それは身体的な接触があるかなしかなという区分けになっております。

**竹原委員** 私が言っているのは、3,000円、4,000円という金額の定義が、国から一律こうにしてくださいよという提示なのかということをお聞きしたかったんです。

**櫻井総務課主幹** そのとおりでございます。国から提示されたものでございます。

**竹原委員** 私、新型コロナに感染のおそれがある、あるいは感染している人と接触する可能性があるといった場合に、人として、こういう安いのでちやという思いも私は感染リスクを伴うものについては、それこそ上乗せしてあげてもいいくらいじゃないかなという思いはあるんですけど、市として、国の指針だからこれでいきますよと。例えば市であと1,000円、2,000円上乗せして頑張ってくれということはないもんですか。

**櫻井総務課主幹** 確かに議員おっしゃられるとおり、従事していただく方、鋭意苦勞されて、この手当でいいのかというところもあったんですけど、東部消防管内の調整もしながら、もちろん国の指針にも従いながら、この額に決めさせていただいたところでございます。

**竹原委員** ただ1つ、先ほどからの説明を聞いていると、不公平感というか納得しないところがちょっとあって、救急搬送に従事することを今現在想定していて、例えば疑わしい患者を搬送した場合に、後々PCR検査で陽性になったら、手当がついて、ある意味、陰性だろうが陽性だろうが消防の救急搬送される方って防護服着て一生懸命市民の生命を守ろうとしておられる中で、搬送した後に陽性だったら業務手当3,000円当たるよっていう後づけのやり方が果たしていいのかということと、先ほど今後災害があったときの避難所を開設した際、市の職員が窓口業務なり運營業務なりに当たった場合に、明らかに発症している人って多分入院されていると思うん

ですよ。ただそこで、無症状の人で感染しているという可能性があるリスクもなきにしもあらずのところ、じゃ、どういった判断で手当を出していかれるのか、これから考えていくということだったんですけど、そこら辺は十分考慮した上で、やっぱり前線に出ていく方は、私はそれなりの給料を上げてあげるべきだと思うんですよ。それについて見解どうですか。

**按田消防署長** 今ほど消防の救急搬送ということでございましたので、私のほうからお答えさせていただきます。この文面には感染症もしくは感染症の疑いとあります。感染症の疑いの定義が、PCR検査を実施した者のこれは陽性、陰性を問うていません。あくまでもPCR検査を実施した者に対して、この手当を搬送の場合支給するということになっています。県下は統一した金額ですので、私のところだけが突出したことはできませんので、国の方も全国一律の金額で医療従事者も動いております。救急搬送、移送等も含めてPCR検査をした、しないは、後から搬送後に厚生センターのほうから私どものほうに連絡が参ります。後づけにはなるんですが、救急搬送を疑いをもって行ったけれども、実際にはPCR検査を実施しない場合も多々あります。その中で実施した救急搬送に関して支払いましょうということですので、後づけというふうな手当になります。こちらのほうは職員のほうにも了解を取っておりますので、ご了承願えればと思っております。

**櫻井総務課主幹** もう1つのレアケースの避難所のところで、もし無症状の方とかがというお話もありまして、まず新型コロナを想定した避難所運営ということで、まず避難所を開設するときに入り口でいろいろ振り分けることを想定しております。体温測定でちょっとでも微熱があったらあちらとか、健康ならこちらだとか、その中で無症状の方もおられますし、平熱の方ももちろんおられると思います。避難所に入所された後、発症される方もおられるかなと思いますけど、そういった場合は受付時には健康観察票もそうですけど、もちろん氏名とかを記入していただくような名簿、リストも備えておりまして、その方がどこのゾーンに避難されていて、どういった健康状態だとかというのは、メモだとか行動履歴は把握できるのかなと思いますので、本当に無症状の方がおられたらちょっとわからないかもしれないですけど、後から発症するような場合はそういうような形で行動履歴とかをつかんで、それに従事した職員にはこの手当をお支払いできるのではないかと考えております。

以上です。

**青山委員長** 今ほどの話を聞かせていただきながら、やっぱり省令制であって、今回条例でおりてきているもので、先ほど大浦副委員長が言われたようないわゆる新旧対照表の中身で曖昧な定義がほかの条例にもいっぱい出てくるんですけれども、今ほどみたいな説明で「長時間」がどれだけで「長時間」なのかとか、そういった曖昧な定義なんですけれども、条例を制定するのを我々可決で制定するものですから、やっぱり答えられるように、不明点があれば詳細、どの条例もそうなんですけれども、しっかり詳細をつかんでいただきながら、この定例会に上程してくださいということを強く言いたいですけれども、その辺どうでしょうか。

**石坂総務部長** 今委員長おっしゃるとおりかと思しますので、今後条例に当たりましては、その点も十分把握してやりたいと思います。

**青山委員長** ほかに追加でございませんか。

(質疑する者なし)

**青山委員長** ないようでしたら質疑を終結いたします。

これより付託議案に対する討論を行います。

討論を希望される委員は挙手を願います。

(討論する者なし)

**青山委員長** ないようでしたら、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第25号、議案第29号、議案第30号、議案第32号、議案第37号、議案第39号の6議案を一括して採決を行います。

議案第25号 令和2年度滑川市一般会計補正予算(第2号)

議案第29号 滑川市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 滑川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 滑川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 動産の取得について

議案第39号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて

専決第4号 市長、副市長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について

以上の案件について、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

**青山委員長** 賛成全員。よって、議案第25号、議案第29号、議案第30号、議案第32号、議案第37号、議案第39号の6議案につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

午前11時19分議決

**青山委員長** 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他につきまして当局のほうから何かありましたらお願いいたします。

**相沢企画政策課主幹** それでは、お配りしてございます資料の1、表題でN e t 3の事業譲渡及び光化（F T T H化）についてとあります資料をご覧ください。A 4の1枚物でございます。

N e t 3の民間譲渡などの事務につきましては、鋭意進めているところでございますが、本年3月の市議会以降変更になった点が何点かございますので、ご報告をさせていただくものでございます。

大きな内容といたしましては2つ変更がございます。1つは事業譲渡に向けた交渉先、協議先の変更があったということ。もう1点は、光化（F T T H化）整備の整備主体についての更新について変更があったということでございます。

まず1点目、事業譲渡に向けた協議先の変更についてでございます。事業譲渡に向けた協議につきましては、さきの優先交渉事業者の選定手続において選定されました株式会社ケーブルテレビ富山と協議を進めておったところでございます。ですが、一部の事項について協議が調わなくなったことから、現在一時協議を中断しております。その上でございますが、株式会社ケーブルテレビ富山の了解のもとに交渉事業者を株式会社TAMに変更しまして、現在基本的な譲渡条件の合意に向けた協議を進めているところでございます。なお、事務組合の行います放送事業及び既存の施設を民間事業者に譲渡するという方針には変更はないところでございます。

2点目につきましては、光化の整備主体についてでございます。今般、国の第2次補正予算などにおきまして、光ファイバー網整備に係る財政支援等が拡充されたことなどを受けまして、今般、光化の整備の方針を次のとおり変更することとした

ものでございます。

1つ目、アといたしまして、従来、整備につきましては譲渡先の民間事業者において整備を行うという方針であったものでございますが、1点目といたしまして、事務組合におきまして、令和2年度において国、県の補助を活用して先行整備をすとしたこと。2といたしまして、事務組合が整備し切れなかった残りのエリア、及び宅内の引込み工事の部分、これは補助の対象外となっている工事でございますが、これにつきましては譲渡先事業所が行うという方針で現在協議を進めているところでございます。

(2)といたしまして、国、県の補助を活用しまして、事務組合が整備をした設備につきましては、事務組合のほうで保有する必要がございます。そのため(2)にありますとおり、事務組合が整備しました設備の処分、これは譲渡ということになりますが、それが可能となるまで事務組合を存続させることという方針にしてございます。処分期間につきましては、総務省の基準では原則10年というふうになってございます。

ただし、存続中の事務組合の主な業務につきましては、設備の所有ということになりまして、全設備の保守や維持管理、こういったものを含みます放送と通信の事業運営、これにつきましては、譲渡先事業者の事業として行えるものでございまして、事業譲渡以降構成市町からの財政支援は行えないという方針につきまして変更はないものでございます。

なお、参考までに、今ほどの財政支援につきましては、簡単にご説明させていただきますと、今回の光ファイバー網の整備につきましては、送信設備につきましては、テレビ用とインターネット用に分かれるもの。また、1本の光ケーブルにつきましても、中に光ファイバーが数線入っておりますが、いわゆるインターネットに用いる線とテレビに用いる線というふうになってございます。インターネットに用いる線につきましては、国庫補助高度無線環境整備推進事業、補助率3分の1でございますが、こちらを活用するというふうに想定しております。

なお、この地方負担分につきましては、今回のコロナ対策による地方創生臨時交付金、これにつきましては、市町村が自由に使える部分の交付金とは別枠でこういった補助の地方負担分に充てるものとして別枠で用意されているものでございますが、こういったものの対応を想定しているところでございます。



また、(2)の放送部分の整備につきましては、従来こちらの放送部分の整備については、近年補助というのとはなかったものでございますが、今般、県のほうで今追加補正ということで審議されておりますが、光ケーブル推進事業費補助金ということで、この放送部分、テレビ部分の整備についても、補助率10分の6という事業のほうを用意しておられます。こういったようなものを活用して、残り部分については起債のほうで対応というようなことを想定してございます。

現時点でのご説明、ご報告とさせていただきますものですから、今後また補助の詳細等分かり次第また状況のほうが若干変更になるかもしれません。そちらのほうまたご了解をいただければと思っております。

以上でございます。

**青山委員長** これを受けまして、ネット議会のほうで、採決権ないんですけれども、詳細でこの点が不明だということがあれば、委員のほうから。

**竹原委員** もともと事業譲渡でケーブルテレビ富山さんと交渉を進めていた中で、F T T H化に関するケーブルの引き直しという業務の金額の折り合いが合わないのも含めて多分交渉決裂という形になったのかもしれませんが、現在T A Mさんと交渉中だと。今、この国、県の補助でF T T H化の補助がかなり有利な形に現在なりつつある中、もともとの交渉権を得ていたケーブルテレビ富山さんが、やっぱりそれだけ補助金もらえるがやったらできるからやりたいわともいわれた場合に、ここに書いてあるケーブルテレビ富山の了解のもと交渉権が変わったという書き方なんで、これもし補助金が出るようになったから、それならばできるよと業者さんが言われた場合に、じゃ、交渉権はどうなるのか、これだけ教えてください。

**相沢企画政策課主幹** ちょっと具体的な交渉内容については現時点でまだご説明させていただけない部分もございますが、今、ケーブルテレビ富山のほうと協議が中断いたしました主な理由といたしましては、通信事業の取扱いが主な理由でございます。現在N e t 3のインターネットの事業というのは、直接N e t 3がやっているものではございませんでして、N e t 3の設備を利用して民間事業者株式会社T A Mがやっておられると。実際名称とすればN e t 3インターネットとなっておりますが、直接事務組合のほうが実施している事業ではございません。そういった中で、通信事業と放送事業を一体的にお願いするとしたときに、その通信事業の取扱いがケーブルテレビ富山さんとの間で交渉がうまくいかなかったと。

もう1つそれに関連してですが、譲渡時期の部分についてちょっと現時点の交渉がうまくいかなかったということが中断の主な理由となっております。

今回、金銭的な部分で折り合わなかったというところまでには行っておりませんので、委員ご指摘の部分のお話が今後出るのかどうかというのは正直見えないところでございますが、現時点では一応そういったようなことはケーブルテレビ富山さんのほうからはとくに話は来ていないというふうに事務局からは聞いてございます。

**竹原委員** 1つ気になったのは、昨年まで私、Net 3の議員をさせていただいたので、事業譲渡に関してTAMさんの持つ顧客を譲渡する、しないということになる場合に、訴訟という、裁判しますよという訴訟費用まで予算計上した時期があったものですから、例えば、ケーブルテレビ富山さんが訴訟を起こして云々という可能性というのはあるんですか。

**相沢企画政策課主幹** 具体的なそういうふうな話は聞いておりませんが、そういった訴訟とかそういうものではなくて、そういうのは避けて折り合う部分は折り合う、折り合えない部分は折り合えないという協議の中で、現状こういうふうになっているというところでございます。

**青山委員長** そのほかに当局のほうからは何かございませんか。

(特になし)

**青山委員長** 他に委員のほうから。

**岩城委員** この前、公民館長会議で住民運動会を全市でやらないという結論を出されたということを聞いております。それはそれで現状ではどうかなという気はありますが、市として行われるキラリンピック、ここら辺りに関してはどのような方針でやられるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**上田教育委員会事務局長** 地区の公民館長会議ということで、9地区の館長さん方がお集まりになられまして、住民運動会の有無について協議されたところでございます。地区によっては2地区が合同によって協議しながら準備を進めていくということもあるもんだから、その時期が今からなかなか会合も行えないなどの理由も併せて中止というふうな判断をされたというふうに聞いております。

市民体育祭につきましては、現在のところ、どうやったら実施できるかというようなことを今スポーツ課内でも協議しているところでございまして、この後再び地区公民館長さん方に前回までの実績とすれば、市民体育祭への出場枠をかけた予選

が住民運動会という趣旨でやっていただいた経緯もございますので、そこらも含めて体育祭をこういう状態でやりたいなどの提案を持ちながら館長さん方に再度協議をする時間を設けたいと考えております。

**岩城委員** 私としては、住民運動会はこれで3年連続中止だからね。非常に公民館の偉い様方は仕事を大分忘れてしまっておられるがでないかと思って、ちょっと心配はしておるんですが、1つ頭の中に思ったのは、住民運動会を行って、青山議員が言ったように、花火の代わりじゃないが、そういうようなもので景気づけすればいかなものかなと思っていましたが、全部で決めたという話を聞きました。先ほど言われように、地区が違うというのは東部の話で、6月末頃から準備を進めておると思うんですけども、中止するなら雨降ってすぐその日に中止はできるんですけども、いろいろ準備も大変だ。一番の問題は人集めが大変だということで、コロナというよりもずっと苦勞しておるというような面があるのではないかなということであります。できるものなら、10月末ぐらいの話だから、やれるものならやっていただいたほうがいいのではないかなというもので質問をさせていただきました。

**上田教育委員会事務局長** ご意見ありがとうございます。地区公民館の方にも、市としてはやりたいと、そのためにはどういったことが必要かということも十分提案なり協議させていただきながら進めていければなというふうに思っております。

**古沢委員** 関連してだけど、マラソンはどうなったんだっけ。

**上田教育委員会事務局長** ほたるいかマラソンにつきましては、これも昨年突然の台風19号の影響で、やむなく中止をせざるを得ないという状況でございました。体育協会のほうで現在どのような方向で実施できるかというのを考えようという時期でございまして、目いっぱい受付等の業務をどこまで遅らせるか等のスケジュールも見ながら今協議をされているところであります。当然、規模の縮小ややり方等についても、状況がどう変わるかも踏まえて判断をしていくことになるかというふうには思います。

**青山委員長** その他。

**大浦副委員長** 同じようなことなんですけど、毎年7月31日に開催されているネプタ流しなんですけども、いろんなところからどうなっているんだというふうになるんです。市が止めているという人もいるし、どこかの町内はやると言っているし、どこかの町内にやってくれという依頼もあつたりもするし、例えば青年会議所が市に

問い合わせたところ、どここの町内会が入りますので、そこで一緒になって入ってくださいと言われたりしていると言われるんですけども、正式な発表がされてないので分からないんですけど、今どういう状況か教えていただきたいと思います。

**地崎生涯学習課長** ネブタ流しにつきましては、コロナにより各団体から今年はやめたいという申し入れがありまして、こちらとしては困惑しておりますが、地域の行事でもありますので、できるだけ絶やさないように、こちらとしては何とかならないかというふうに思っております、今年は団体としての参加はないとしても、個別に声かけなどをしまして、規模は小さくなるかと思いますが、有志の方等を集めて実施したいと考えています。

**大浦副委員長** 団体はなくて、でも青年会議所は団体です。やりたいと言っているんですよね。団体はなくてどこかにお願いする、あとお願いするところって町内会しかないんですけど、どういう意味なのか教えてください。

**地崎生涯学習課長** 青年会議所が出たいと言われるのであればやりたいと思っております、こちらとしては全部ゼロというのはちょっと考えてはいなくて、ぜひとも縮小してでもやりたいなと考えております。

**大浦副委員長** 今ほどの説明を聞くと、やっぱりちゃんと準備されていないからそういう説明になると思うんですよ。7月31日と言ったらもう全然日がなくて、これは制作の時間はかかりますし、材料手配も時間はかかるわけで、いつまでそうやってやるつもりですか。そうすると、今言われたタイミングで動いていると、これは絶対に間に合わなくて中止になると思うんですけど、どうですか。

**地崎生涯学習課長** 今のところ、何人かにつきましては、流そうかという方もいらっしゃると思いますので、ゼロというふうには思っておりません。

**大浦副委員長** 確認なんですけど、ネブタ保存会は保存会としてはどう考えているんですか。今市としては、規模が小さくなくてもやりたいと言われているんですけど、ネブタ保存会は中止したいのか、やりたいのかどっちなんですか。

**地崎生涯学習課長** 保存会からは、今年人を集めることがなかなか難しいのでやめたいというふうに聞いております。

**大浦副委員長** 保存会がやめたいと言われているということは、もうネブタの開催の取りまとめは、生涯学習課でやられると思ってよろしいですか。

**地崎生涯学習課長** こちらとしては、できるだけ絶やさないようにということで、で

きる方には声かけなどをしていきたいと思っています。

**大浦副委員長** そしたら、そういった団体等であったり、町内か分かりませんが、やる場合は生涯学習課に声をかけて、どういう感じで進められるかも多分今決まっていらないだろうと思うんですけども、これまでどおりの通常開催のわらの提供であったり、材料のもの、また予算的なものの支援はされるという認識で私は伝えていいですか。

**地崎生涯学習課長** かかる費用についてはこちらのほうで、例えばわらとかいろんな消耗品については、こちらのほうで支援したいと思っております。

**大浦副委員長** あとの細かいことは終わってからまた行かせていただきますので、よろしくをお願いします。

**上田市長** あらゆる行事が中止でありまして、そんな寂しいことを言うなというので市役所内部も町内会も大変なことになっています。現場はやめたいと。私はやれと。この連続です。活気を失いたくない、それからすぐに頭からやめるということはやめる。どうしたらできるか、どの範囲でできるかということを検討しられということだけは言ってありまして、今の問題につきましても、どうやればできるか、灯を消さないようにしながら頑張っていきたいと思っています。また応援してやってください。ありがとうございます。

**青山委員長** ほかにございますか。

**竹原委員** その他。1点、今回補正で、中学校の空調設備単独空調ということで設備費3,000万計上されていますけど、今現在、市内の小中学校はソーラー発電されて、以前は災害用の非常電源だという説明を聞いたことがあるんですけど、コロナ、コロナで換気もしなくちゃいけない、冷房もつけたままかなり電気代も危惧される中で、ソーラー設備を入れている小中学校が蓄電池が常に97%、満タン状態になっている現状を踏まえて、やっぱりせつかくあるものは再生可能エネルギーで使えるものは使うという形で実際に活用されているのか、それをちょっと聞かせてください。

**広田学務課長** お答えします。太陽光発電の設備については、市内4小学校と2中学校に設置されております。用途としては、発電された電気は学校で使用する電気や停電時の電源として供給されております。発電量は大体10キロワットでございます。現在稼働しているのは、田中小学校、東部小学校、北加積小学校、滑川中学校の4校です。

用途としましては、今ほど申しました停電時の蓄電もありますが、コンセントとして供給されているところもあります。また非常時の非常灯など、そういったところにも使われると聞いております。

現在設置されていますが、機能していないところは南部小学校と早月中学校の2校です。これにつきましては、各種の設備の不調と聞いておまして、今計画的に修繕または改修の計画を立てて検討しているところでございます。

災害時や最近の気候等を踏まえまして、太陽光の有効な活用というものについてもう一度検討してまいりたいと思います。

**竹原委員** 何せせっかくある設備はちゃんと使って常に蓄電池を満タンにせにゃならんというあれもないがで、やはりこれだけエアコンでも電気代かかるでしょうし、子どもたちの再生可能エネルギーへの関心になると思いますので、今稼働してないところは、ぜひ修繕できるものであれば修繕して、稼働させて、その蓄電池にたまった電気をしっかり使って今後進めていっていただきたいなというふうに思っています。

あと、小学校であれば、やっぱり子どもたちにエネルギーの大切さというのを、ある小学校であれば現物を見せてソーラーパネルのほうにただいま何キロワット発電中だとかいうので、勉強の1つにもなると思いますので、ぜひ今後進めてやってください。

**広田学務課長** ありがとうございます。理科の単元としても電気を使っている部分もございます。また、本市では科学の時間も行っていきますので、そういったところと関連させて学習の機会ともしていきたいと思います。

**青山委員長** ほかにありませんか。

(質疑する者なし)

**青山委員長** ないようですので、これにて令和2年6月定例会総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時45分閉会